

## 第10回大阪府福祉のまちづくり審議会

【日時】 令和2年10月28日（水） 15:00～17:00

【場所】 グランキューブ大阪 1001・1002

### 【出席委員】

泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
岩田 三千子	摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 教授
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
岡田 明	大阪市立大学 名誉教授
川口 宏幸	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長
斉藤 千鶴	関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
塩川 恒敏	大阪府町村長会行財政部会監事 豊能町長
柴原 浩嗣	一般社団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
杉本 茂	一般財団法人 大阪府老人クラブ連合会 会長
田中 進	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 常務理事
田中 直人	島根大学 客員教授
田中 米男	一般社団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
道井 忠男	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 理事長
徳竹 忠義	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長
南野 和人	日本チェーンストア協会関西支部 事務局長
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
羽藤 隆	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 代表理事
福本 康蔵	一般社団法人 大阪銀行協会 調査部長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
松中 亮治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
山田 伸一	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
山本 尚子	公益社団法人 大阪府建築士会
湯浅 桂輔	公益社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

○事務局

第10回大阪府福祉のまちづくり審議会の開会。

○住宅まちづくり部長

第10回大阪府福祉のまちづくり審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から、本府の福祉のまちづくりをはじめ、住宅まちづくりの推進に格別のご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

前回第9回は今から9ヶ月前の1月下旬に開催しました。その時、ウイルスは中国では猛威を振るっておりましたが、正直、ここまで全世界を席捲するようになるとは想像だにいたしませんでした。新型コロナウイルス感染症の収束が、未だ見通せない状況ではありますが、本日は、感染症対策をしっかりと行いながら、できるだけ密にならないよう、これまでよりも大きな会議室を確保させていただき、オンラインではなく、実際にご参集いただく形式とさせていただきます。改めまして、お集りいただきましたことに感謝申し上げます。ウイルスとの共存を前提に、医療・経済の両面から府民の命を守り、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持との両立を図ることが、本府の基本的な使命であり、府民の皆様にも種々ご理解をお願いしているところです。

本日は、国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG」での検討内容を踏まえ、府独自の視点を加え、福祉のまちづくり条例ガイドラインに反映すべく取組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様やご関係の皆様方から忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。また、今年3月末に改正及び策定いたしました「大阪府福祉のまちづくり条例」や「鉄道駅等バリアフリー化促進方針」等につきましても、ご報告させていただきます。

本府といたしましては、今後とも福祉のまちづくりのより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。引き続き、お力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局

委員紹介、資料確認 等。

田中会長に議事進行を依頼。

○会長

皆さんこんにちは。

本日は膨大な資料を準備していただきました事務局の資料に基づきまして、進めてまいりたいと思います。昨年の審議会並びに部会等におきまして、活発な議論をいただきまして、条例の改正に至っております。本日はさらに議題について議論を進めていきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から議題1の国の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WGについての説明をお願いします。

○国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG」について説明（府より資料1-1から1-4を説明）。

○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明いただきました。

資料1-1から1-4と参考資料につきまして、ご質問ご意見をよろしくお願いします。

○委員

部会有的时候に、意見で少し触れてはいるのですが、改めて簡単に述べさせていただきたいと思えます。

資料の1-3の「重度障害、介助者等への対応について」で、主にトイレ等のことを書かれています。やはり車椅子を使う方やそれ以外の肢体不自由者も含めて、トイレの課題は、すごく大きな課題となっております。国のワーキングで、もちろん論議されていると思えますが、大阪府でも当事者を交えた検証を実施していただいて、国よりも、さらに良いものを作っていくようにしていただきたいと思えます。

二つ目が小規模店舗のバリアフリー化についてです。当事者の意見を聞いたり、検証をしていただいたりというのは同じですが、店舗の利用という、入店して、何か頼んだり、お店を使って、その後に出ていくという一連の流れのことで、それがしっかりと線で繋がっていくようなものにするを、念頭に置き、検討を進めていただきたいと思えます。

○会長

ありがとうございました。

具体的には今提案いただいている内容は概ねこの方向性でよろしいでしょうか。

○委員

はい

○会長

具体的な建築的なディテールの話も入っておりますが、大きな考え方や、方向性について大事な点があると思えますので、ご意見いただければと思えます。

#### ○委員

トイレの問題については部会でも、利用される方が多岐に渡りつつある中で、一般トイレとの棲み分けをどうするのかについて質問させていただきました。車椅子トイレや多機能トイレなど名称が様々ではっきりしない場合や、自治体によっては、トイレのドアに「どなたでもご自由にお使いください」や「誰でも使えます」など記載されている場合があります、特定の利用者へと記載されているケースは少ないです。私達のような車椅子使用者としては車椅子トイレしか利用できないため、様々な方が利用されていると利用したい時に利用できないことが多いです。

近年、車椅子使用者だけに限らず、乳幼児や移動が不自由な方、LGBTの方など様々な方が利用されるので、車椅子トイレの表示を全国的に統一し、ガイドラインに記載すればどうかと思います。

#### ○会長

トイレについて、多機能な対応ができるという謳い文句のもとに、現在様々な名称が示されています。当事者の方が実際使用したい時に使用できない状況が生じており、その具体的な中身と名前の区別について、整理などが必要ではないかということです。

事務局から何かお考えありますか。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。非常に重要な問題と考えております。

法律・条例では、便所等を設置する場合には、車椅子使用者の方が使えるトイレを設置することとなっております。府のガイドラインにも、車椅子使用者用便房という名称を記載させていただいているところでございます。

委員からご指摘がありましたように、車椅子使用者用便房につきましても、乳幼児の方ですとか、一般の方やその他障がいの方が使われることから、車椅子使用者の方が使用したい時に使用できない実態もお聞きしているところでございます。このため、国の検討会でも、一般便房に機能を分散するという話が出ているところでございます。府のガイドラインにも、そのような考え方を記載させていただいているところでございますが、国の検討会の状況も踏まえまして、更に記載の充実を図りたいと考えているところでございます。

#### ○会長

歴史的に言いまして、当初は車椅子の方を中心に使えるトイレということで、名称も車椅子使用者用トイレという言い方であったと思います。その後、より多くの方が使いやすいトイレを実現しようということで、視覚障がいの方や内部障がいの方などの利用を想定し、条件化されてきたと思います。これに関しまして、本日ご出席いただいている委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

○委員

私も委員と同じ意見で、障がいのある方や便所のベッドでおしめ等の交換が必要な方などの障がい者が使用するのはいいと思います。障がい者でない方、例えば一番ひどいのはタバコを吸うとか、着替えるために使われているとも聞いており、多機能トイレという名称を変えた方がいいのではないかと考えております。

○会長

多機能より多目的ということですね。ありがとうございます。

他にございますか。ご質問でも結構です。

○委員

配付資料には記載がありませんが、質問です。

災害時の対策についてです。例えば、隣の建物が火事や震災で被害があった場合、お店の人などは、店の中に障がい者の方がいるかもしれないということを頭に入れて、冷静に対応する必要があるという文章の記載が、この資料にはありません。このことについて、別の箇所に加えるのか、それとも、この資料に加えるのか対応をお願いしたいと思います。

○会長

今のご質問に対して事務局、いかがですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

非常に重要な問題と考えておりますが、本日配付した資料には記載がございません。

委員からご意見頂戴した通り、店舗に障がい者の方がいらっしゃる場合、緊急時の避難については、非常に重要な問題とっております。ハード面では、誘導灯の設置等により誘導することに加え、ソフト面では、従業員の接遇により、従業員が避難する方を誘導することも必要かと思っております。今後、記載については検討したいと思います。

○会長

ありがとうございました。

他にございますか。

○委員

今日初めて出席させていただいたのですが、今日来てから膨大な資料に目をとおさせていただきました。30分ほど前に入室しましたが、膨大なため、なかなか目を通すことができませんでした。

今後、前日から前々日まで資料としてお送りいただくか、あるいはデータで送りいただければと思います。従前から、どのようにされているのかわからないのですが、もう少し目を通す時間があればと思いました。

○会長

膨大な資料のため、もう少し早く前もって見たいというご希望ですが、いかがでしょうか。

○事務局

申し訳ございませんが、事務局から事前にメールでデータをお送りさせていただいております。1週間少し切った段階で送らせていただいております。今後、できるだけ早く送らせていただくように努めます。

○会長

よろしくをお願いします。

○委員

まちづくり条例ガイドラインの改訂版を拝見させていただき、詳細な書き込みも含めて、大変評価させていただいております。

先程、トイレのお話が出まして、車椅子の方などは、利用が集中することでなかなか自由に使えないという話に加え、LGBTのことも話されていきました。私どもの大学などでは、最近LGBTの方の認識が広まっていますが、学生や保護者から、トイレが男用と女用しかないというのが非常にプレッシャーであるとよくおっしゃっています。この多機能トイレや多目的トイレはありがたく、そこをよく利用されると聞いており、LGBTの方にとっては大変よいわけです。確かに車椅子の方がなかなか使えないのは問題だと思います。車椅子の方は、外から障がいをお持ちだということがわかりやすいですが、内部障がい者やLGBTの方は本当に障がい者なのかわかりにくいこともあるかと思います。そのときに、ガイドラインに内部障がい者やLGBTの方が現実には苦慮されていることの啓発も込めて、記載いただくと一般の方にも認識が広まると思います。やはり、外から見て車椅子の方でないと不心得の利用者というようにも見られかねないため、一般の方に、内部障がい者やLGBTの方がおられるという意識啓発も念頭に置いていただくとありがたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

LGBTについては、最近非常に議論が高まっていますが、どちらかといいますと、今の場合は、社会的にどう捉えるかという位置づけや理解がまだ整っていないのではないかというご意見です。

今後、国でも取り上げて進められると思いますが、大阪府のガイドラインにおいても、加えていくということでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

我々としても重要な問題とっておりますので、記載については検討させていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

他にございますか。いかがでしょうか。

○委員

部会の中でも発言をさせていただきましたが、小規模店舗のバリアフリー化の資料のスライドの17ですが、会計や商品の引渡し時に会計カウンターにおける接遇や複数の支払い方法の対応について追加するという記載があります。会計が混雑していることで、障がいがある方や高齢な方などが会計に時間がかかることで非難を受けたり、このため、お店の方が急いで対応したり、順番を後回しにすることがあれば、差別に繋がると思います。

このため、例えば複数の会計のカウンターがある場合には、時間がかかる人の優先のカウンターを作っているところがあります。また、会計時に時間がかかる方にご理解をお願いしますという表示をすることで、時間がかかること等の理解を促し、心のバリアフリーに繋がればと思います。これらは仕組みを作っていくことによって社会の中に理解を深めてもらい、意識を広げていくことに繋がりますので、具体的に例示ができないかと思います。どのような仕組みで理解を進めていくのかが、大きな柱になると思いますので、その一つとして、この会計時の具体的な事例を検討できればと思います。

○会長

これもまた大変重要な課題で、最近いろいろ議論が進んでいるところだと思います。

バリアフリーの情報をどのように伝達するのか、いろいろ苦勞されている事業者の皆さんの知恵や対応をいろんな方に知っていただいて、そこで初めてお互いに気持ちよく使いやすく、円滑に進められるということだと思います。

事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

頂戴したご意見を踏まえ、心のバリアフリーの好事例があれば、府のガイドラインにも記

載していきたいと考えています。

○会長

他にございますか。次の説明を先にしていただいて、また思い出していただきましたら質問していただきたいと思います。

いろいろご意見いただきました内容は非常に大事な提案が含まれていたと思いますので、今後、この審議会のみならず、部会でも検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から次の議題2の報告事項について説明をお願いします。

○報告事項等について(府より資料2-1から2-4を説明)

○会長

ありがとうございます。

ただ今の説明は、先ほどの国の取り組みとは別に、府でどのような取り組みをしてきたかという説明だったと思います。最後に基本構想の話もありましたので、この辺も含めて、皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○委員

一つ目は、先ほど説明がありました視覚障がい者を対象としたエレベーターやエスカレーターに対する配慮事項については、大変ありがたいと考えておりますので、推進の程よろしく願いいたします。

二つ目に駅舎の問題でございます。JR西日本の環状線の森ノ宮駅でございます。ご周知の通り、周辺にあります大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターが6月15日に供用となったところですが、駅には、1ヶ所しかエスカレーターがありません。ホームの長さに対して、1ヶ所しかないというのが課題であります。また、可動式ホーム柵がまだ設置されていませんので、その推進をお願いできればと考えております。

○会長

ご要望も入りましたが、いかがでしょうか。

事務局からわかる範囲でお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

視覚障がい者のエスカレーターへの誘導につきましては、ご報告させていただいた通り、ガイドラインの方にも記載をさせていただいており、進めていきたいと考えております。

JR西日本の森ノ宮駅のホーム柵の設置につきましては、担当部署にお伝えいたします。  
さらに、エスカレーターの件につきましても施設管理者に伝えていきたいと思いを。よろしくお願ひします。

○会長

他にご質問ご意見ありましたらお願ひします。

○委員

質問が2点あります。

一つ目は、5ページ目のバリアフリー基本構想の推進状況の公表についてです。全体の7割以上が、公表していない理由を教えてくださいたいです。おそらく、事業が進んでおらず、公表できる段階ではないからだと思ひますが、理由がわかれば教えてくださいたいです。

二つ目は、マスタープランやバリアフリー基本構想等の審議会についてです。市町村の審議会では、様々な立場の人、例えば障がい者の方も当事者として入って会議を行い、計画を進めていくと記憶しています。これに間違いがなければ、大阪府では、各市町村で進めている状況がわかると思ひます。そこに当事者がどれだけ参加されているのかを教えてくださいたいです。実際にどのような立場の当事者の方が参加されているのかを知りたいと思ひます。もし、把握されていないのであれば、今後でも良いので調べた後に、ご報告くださいたいと思ひます。

○会長

ありがとうございます。

基本構想やマスタープラン、その作成の公表の問題、当事者の参加の状況、考え方等についてのご質問いただいたと思ひます。

事務局からお願ひできますか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

バリアフリー情報の公表をしている市町につきましては、8市と把握していますが、公表していない理由については調べてご報告させてくださいたいと思ひます。

2点目の質問でございますが、委員がおっしゃられていたのは、市町村でバリアフリー基本構想等を作成するときの継続協議会かと思ひます。継続協議会につきましては、10市町で開催しているということは、確認をしておりますが、障がい者の方がどの程度参画しているかは把握しておりませんので、調べてご報告をさせてくださいたいと思ひます。

○会長

ありがとうございました。  
よろしいでしょうか。

○委員

当事者の方が参加しているかどうかというところですが、いろいろな団体があると思いますので、どの団体が参加されているかも含めて確認をお願いいたします。各障がい者団体の代表が各障がい者団体をまとめた代表として参加されているかどうか確認していただきたいです。

○会長

はい、ありがとうございます。  
確認の追加のお願いですが、よろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

皆さんに分かっていただくように、府でも調査していただきたいと思います。  
よろしくをお願いします。

○委員

先ほどの資料で確認したいのですが、現在の市町村の基本構想の作成率は76パーセントですが、マスタープランの作成率はどれぐらいですか。

○事務局

マスタープランにつきましては、最近制度ができたところでございます。  
現在、府内で最初に池田市が作成に取り組んでいるところで、今年度作成予定です。

○委員

わかりました。

その上でですが、2018年のバリアフリー法の改正、今年も改正されて、私たちの身近な問題、大きな問題が議論され、決議されたことで非常に大きな前進だと思います。だからこそ、それに向けて、各自治体がマスタープラン・基本構想を新しい法律・条例に基づいて作成することが必要だと思います。先ほどの話では、府としても支援していくということですが、なかなか市町村だけに任せると予算の問題や情報の問題など様々な問題があり、進みづ

らと思いますので、具体的に、大阪府として市町村が作成する上でどのような支援をされるのかお伺いします。

○会長

支援方策の中身です。  
お願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。  
府では、厳しい財政事情もあり、金銭的な支援はしておりません。それに代わるものとして、府の職員が、マスタープランや基本構想を作成する市町村の協議会に参画をさせていただき、助言等をさせていただいております。また、府では、府内の基本構想等の状況等も全て把握しておりますので、作成の方法等を市町村に伝えることもできると考えております。

○会長

ありがとうございます。

○委員

一つ目ですが、資料 2-1 に係る「まちづくり条例の改正」についてです。  
項目の 3 に、バリアフリー情報の公表について書かれており、新設等のホテル等は公表が義務化で、既設のホテル等については公表の努力義務化とあります。ホテルに関しまして、うちの会員の方が調べていただいたことがあるので、簡単に報告させていただきます。日本ホテル協会・全国シティホテル連盟の大阪の 72 のホテルについて、ホームページや電話により車椅子で泊まれるユニバーサルデザインの部屋があるか調べていただいたところ、72 のうちの約半数 37 のホテルがあるということでした。しかし、ホームページで公開しているホテルは 25 でした。つまり、12 のホテルは電話をかけることでしか、ユニバーサルデザインの部屋があるかわからなかったということです。ここで気になるのが、調べたのは大きめのホテルですが、72 のうち 37 しか、ユニバーサルデザインの部屋がないことは、果たして適正なのかが我々にもわからないところです。最初に車椅子も利用できるユニバーサルデザインの部屋を作ったが、その後、適切な維持管理のチェックができていないことです。さらに、ホームページでわからなかった 12 のホテルについては、電話をかけるしかなく、このような状態では困るわけです。これらは既存の施設ですから、努力義務になっているわけです。こういう大きな変更があって、新設のホテルは義務化されているが、既存のホテルについても同様に情報提供をしていただくよう大阪府からも強く働きかけていただきたいです。

最後に、協議会については、継続している市町村もあれば継続していない市町村もありま

す。当事者がしっかり入って、継続していただけるように大阪府から働きかけをしていたことと、大阪府から指導はなかなか難しいのかもしれませんが、単に、「どうですか」と聞くだけではなくて、大阪府として「こう考えている」「このようにしている自治体がある」など誘導していくように、しっかりした方向性を持って市町村に提示していただきたいと思います。

#### ○会長

基準だけでなく実効性や市町村に方向性を示してほしいという要望だったと思います。事務局からお願いできますか。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。

一点目の、既存ホテルにつきましては、今年度、府が既存ホテルを直接調査させていただいて、そのバリアフリー情報を公表されるように、ホテルに働きかける業務を行う予定でしたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、現在、予算を凍結する方向で調整しております。このため、今年度の業務は困難であると考えております。来年度には、当審議会でのご意見も踏まえ、既存ホテルの情報提供が進むように、業務を行えるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

二つ目の意見でいただきました継続協議会の件でございます。市町村は、基本構想を作成するときに協議会をつくっていますが、府の職員がその協議会に参画させていただいて、助言等させていただいているところでございます。この作成・見直しのときの協議会がそのまま継続していただけるように市町村にも働きかけをさせていただいているところでございます。先ほど、ご紹介させていただきました平成31年に作成の”大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針”にも府の役割等を記載しており、市町村が協議会をつくって基本構想の見直し等を行うように強く進めております。

今後とも、市町村には働きかけを行っていきたいと考えているところでございます。

#### ○事務局

少し補足をさせていただきます。

バリアフリー基本構想の作成につきましては、平成18年にバリアフリー法が改正されて、新しい法律に基づいて見直しをしなければならないのですが、あまり進んでないところもでございます。このため、指針を作り、全市町村への説明会を開催するとともに、個別に直接担当部長に要請をさせていただき、令和元年度、令和2年度と少しずつではありますが、新しいマスタープランも含めて作成に取り組んでいる市町村が出てきている状況でございます。なお、バリアフリー基本構想の見直し状況については、府のホームページで公表しております。府も市町村に対して説明会や個別の働きかけを行っておりますが、当事者の皆様か

らも、地元の市町村に見直しが進むよう、少し働きかけをいただくと非常にありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

先ほど、委員から、既設ホテルのユニバーサルデザインが適切に維持管理されているのかご質問があったと思います。今年度は、業務費が取れないと思いますので、来年度の業務をどのようにできるか検討の上、できる範囲で行いたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

○委員

バリアフリーマップのことで、感想と質問が一つあります。

以前に東大阪市のバリアフリーマップがわかりにくいと申し上げ、その後、他の市のことを確認していませんでしたので、今回、事前に見ようと思い、高槻市のホームページからバリアフリーマップを拝見し、「わかりやすい」という感想を持ちました。私もデジタルな人間ではありませんので、ペーパー等のアナログで見やすいようになっているとわかりやすいと思います。高槻市では、ホームページの公開以外にも紙でも作られ、道の幅が何メートル、ここの道は狭い、ここは段差が多い、ガタガタしているなどの言葉で道にコメントを入れており、わかりやすいと思いました。これが感想です。

また、内閣府のホームページには全国の市町村のバリアフリーマップのリンクが貼られ、確認できる一覧表がありましたので、他の市のマップも確認させていただきたいと思い、拝見しましたが、大阪府内の市町村はありませんでした。これは何か理由があるのか、お伺いしたいと思います。

○会長

今のご質問に対して、よろしく申し上げます。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

内閣府から直接市町村に問い合わせられていると思いますので、掲載されていない理由は、現時点ではわかりません。

○事務局

内閣府のホームページの確認ができておりませんので、確認をさせていただき、リンクを貼っていただくように、内閣府とも調整をしていきたいと思っています。

○会長

よろしくをお願いします。  
他にございますか。

○委員

話が前に戻って誠に恐縮ですが、確認をしたいと思っております。  
便房の設計についてですが、冬に介助者とご本人のコートやカバーをかけるフックが2つないところが多いです。その記述についてあるか確認をお願いいたします。

○事務局

府のガイドラインには、フックや手荷物棚の設置等の設置が望ましいと記載していると記憶しております。

○委員

ありがとうございます。  
ただ、望ましいでは介護ができない場合もありますので、できるだけこの前向きな表現に変えてもらえると大変嬉しいと思います。  
よろしくをお願いします。

○会長

他にございますか。

○委員

説明された資料に記載されていないことですが、UDタクシーの普及についてです。  
東京を中心に広がっていますが、大阪ではどれくらい広がっていて、何台くらい普及しているのか、教えていただきたいと思います。私は衛星都市に住んでおり、あまり見かけないので、大阪市内では走っていると思いますので、その普及具合と利用された情報があれば、利用状況等の内容について、わかれば教えていただきたいと思います。

○会長

わかりますでしょうか。

○事務局

UDタクシーについては、府でも把握しておりません。調べて、ご報告させていただきます。

○委員

もう一点あるのですが、これも本日の資料には記載されておりませんが、バリアフリー法の改正において議論された一つで歴史的建造物のバリアフリー化についてです。

名古屋城にエレベーターをつけるか話題になったので、皆さんご存知かと思いますが、大阪府にも歴史的な建造物がたくさんあります。これらをバリアフリー化するかということですが、この中之島付近でも大阪城公園をはじめ、中之島中央公会堂や日銀大阪支店、中之島中央図書館など様々な建造物があります。中之島中央公会堂や大阪城の天守閣は、バリアフリー化されています。それ以外にも、様々な建造物がありますが、国のバリアフリー化の話でも、歴史的建造物については、障がい当事者など、いろんな団体も含めて議論を進めるべきだというような、議論もあったと聞いています。大阪府としては、この問題に対してどのような対応をされるのか、お考えを聞かせいただければと思います。

○会長

大阪府としての見解はありますか。

○事務局

府では、条例で建築物の用途に応じて基準を作り、新築、増築、改築されるものについては義務がかかって参ります。法でそれ以外の既設の建物につきましては、努力義務が課せられており、バリアフリー化していただくことが望ましいと規定されておりますので、府としても、ご意見を頂いたように不特定多数の方が利用される建築物については、バリアフリー化していただくことが望ましいと考えているところでございます。

○委員

それは、建築物の所有者が個人や公的といろいろありますが、所有者からその施設の話があればお話するというのでしょうか。

行政からのアプローチや協議の場を持つなどということはあるでしょうか。

○事務局

行政には、既存の建築物をバリアフリー化させる権限は持っておりません。不特定多数の方が利用される既存の建築物でバリアフリー化を行っていただければ、行っていただいた方が望ましいと考えているところでございます。

#### ○事務局

少し補足させていただきます。

歴史的建築物の活用については、昨今、観光の需要は少し低迷していますが、観光復興や地域のまちづくりの観点から活用していこうと、また、空き家対策の一環ということでも活用してく動きもございまして、国では、歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドラインを設けています。このため、バリアフリー化を進めていくことが望ましいと考えております。他の審査会になりますが、建築基準法の適応除外についても議論をしているところがございます。府でも目が行き届かないところもございますので、例えば、何か改修の動きや活用の動きがあるような場合、府に教えていただければ、働きかけをしていきたいと思っております。

また、審査会に係る案件でなくても、ここではこのような動きがあるということをお聞かせいただければ、府からも、福祉のまちづくり審議会の委員からご意見があり、「何とかならないか」という働きかけを行い、協議をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

#### ○会長

審議会からのご支援よろしく申し上げます。

他にございますか。

#### ○委員

参考資料 8 で、福祉のまちづくりの進捗状況を出していただいております。その 7 ページに府立高校、支援学校のエレベーターの設置等についての記載があります。大阪府の場合、福祉のまちづくり条例で規定されていますので、高等学校でも 135 校のうち 96 校がエレベーターを設置されている状況で、スロープ等については 131 校になっています。今年 6 月にバリアフリー法が改正され、公立小中学校も整備の対象になりましたが、やはり既存の小中学校が多いので、なかなか設置されてないところが多いです。今後、文科省もお金を出して整備をされていくようになると思いますが、実態がわからないため、計画的に進めることが大変だと思います。例えば、トイレがどこに設置されているのか、1 箇所なのか、複数箇所あるのか、これらも含めて、ここまでは各市町村としても調べておくべきではないかということと、よりバリアフリー化が進んで障がいのある生徒さんが学校に行けるように市町村に働きかけていただきたいと思っております。

市町村では、避難所として使う小中学校が多いです。体育館に避難する場合がありますが、津波等の水害の場合は、水が来る前に上の方に上がらなければならないので、大阪市などでは、既に地域の住民と協力して警報等が出たら、エレベーターで上されるようにするという話にもなっています。避難が長引くと体育館だけでなく上の階を避難所に使ったりもするわけです。他の方は上に行けるのに、車椅子で移動が難しい人等が上に行けないのは、おかしいと思っております。

府立高校もバリアフリー化を充実するとともに、各市町村にそれが波及していくように市町村に働きかけを行っていただきたいと思います。さらに、府立高校において「トイレがいくつある」や「何階についている」などの項目を雛形にして、各市町村に提示し、調査の働きかけもしていただきたいと思います。

○会長

ただいまのご意見に対して何かありますか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

法改正により、公立小中学校の新築等については義務化され、来年4月から施行されると聞いております。既存の建築物につきましては、文部科学省で調査をされていると聞いております。府から、市町村の教育委員会にお聞きし、実態について把握した上で、市町村に働きかけを行っていきたいと考えているところでございます。

○事務局

少し補足をさせていただきます。

委員ご指摘の通り公立小中学校の新築が義務化を来年の4月からされ、文部科学省では、全国の公立小中学校のバリアフリー化の状況を調査していると聞いています。その状況も把握した上で、市町村に働きかけていきたいと思います。

また、文部科学省では、学校施設のバリアフリー化等の推進に係る検討会を実施しておりますので、その報告書も踏まえ、先ほどの調査とあわせて、市町村に働きかけをしていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そろそろ時間も来たようです。最近のことで私の方から少しお願いがございます。コロナのことで散々世の中変わってきたといわれていますが、このようなコロナ感染だけではなく、他の自然災害が起きたときどうするのか、福祉のまちづくりの観点から、災害についての備えのようなことについて、この審議会だけではなく、部会等においても活発に議論をして、取り組みたいと考えています。

本日はたくさんのご意見やご質問いただきました。中には、事務局の方で調査していただき、確認するという作業が残っていたと思います。これにつきましては、その調査結果をこの審議会委員にお示ししていただくようお願いしたいと思います。

それでは事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

田中会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第10回大阪府福祉のまちづくり審議会を終了させていただきたいと思います。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。